

第15回一関市景観まちづくり表彰 募集要領

1 募集目的

一関市景観まちづくり条例第23条の規定に基づき、地域の魅力ある景観を守り育て、次世代へ継承するため、優れた景観形成に貢献している建築物等及び市民等の景観まちづくりに寄与する活動等に「一関市景観まちづくり賞」を贈ってこれを表彰し、それに携わる人々の努力をたたえることで、市民、事業者の景観まちづくりに対する意識の高揚と景観の質の向上を図るとともに、景観まちづくり活動を促進することを目的に実施するものです。

2 募集対象

◆景観部門

周辺景観と調和し、優れた景観の形成に寄与している建築物、工作物、外構、緑化、屋外広告物その他の物件又はこれらの複合体

※建築物等の完成年度、工法は問いません

※過去に表彰を受けたものは除きます

■応募の例

- ・様々な工夫を凝らし、地域にふさわしい景観の形成に寄与している建築物等
- ・個々が連帯し、統一感のある街並みを形成することで地域の価値を高めることに貢献している建築物等
- ・協定などにより、街並みに配慮した優れた景観を創出している一連の住戸開発等
- ・外構を含め既存の街並みや周辺の景観に配慮した建築物等
- ・改修や再生により、地域の景観的拠り所となっている歴史的建築物等
- ・地域の優れた景観に寄与し、良好な状態で保存され、歴史や文化の雰囲気醸し出されている建築物等
- ・街並みに安らぎや潤いを与えている庭、花壇、広場等
- ・植栽や生垣などの緑化等と様々な工夫が凝らされた外構が調和し、緑豊かな潤いのある空間を創出している庭、花壇、広場等

◆まちづくり活動部門

地域の特性を生かした良好な景観の創出や保全などを行い、景観形成に貢献していると認められる活動や行為を主体的に行っている個人又は団体

※概ね3年以上継続して取り組んでいる活動であること。

※過去に表彰を受けたものは除きます。

■応募の例

- ・参加者や活動範囲などに広がりのある景観まちづくり活動
- ・良好な景観が形成されている地域の保全活動
- ・良好な景観形成に向けた地域の景観まちづくり活動
- ・景観やまちづくりに関する教育や普及啓発活動
- ・景観まちづくりに関連する文化の創造や歴史研究的な活動
- ・公共の場所の清掃や街路樹や花壇整備などの維持保全活動
- ・歴史的建造物の保存・再生や活用した活動
- ・地域の自然景観の維持保全や景観を生かした活動

3 応募資格

自薦・他薦を問わず、どなたでも応募可

4 応募方法

所定の様式に必要事項を記入の上、写真（景観部門は、全景及び応募するものと周辺との関係が分かるもの。まちづくり活動部門は、活動の様子や成果が分かるもの。）を添えて、直接持参、郵送（当日消印有効）、E-mail、いずれかの方法で応募ください。

5 受付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

6 募集方法

市広報誌への掲載、FM あすも放送、市ホームページへの掲載等

7 審査・選考

応募物件の審査・選考は一関市景観審議会委員が行います。

※被推薦者が辞退したもの、場所や表彰相手が特定できないもの、関係法令に違反しているものは審査・選考の対象になりません

8 選考基準

- （1）周囲の街並みや自然環境との調和を図り、地域の優れた景観づくりに寄与しているもの
- （2）創意工夫、努力により優れた景観を創出しているもの
- （3）歴史や文化が感じられ、地域に親しまれているもの
- （4）景観づくりに対して先導的な役割を果たしているもの
- （5）その他景観まちづくりに特に寄与しているもの

9 表彰

- ・景観部門は事業者又は所有者へ表彰状及び記念品を授与します。
- ・まちづくり活動部門は活動している個人又は団体へ表彰状及び記念品を授与します。
- ・受賞物件及び活動の発表は令和8年度内に発表、表彰する予定です。

10 その他

- ・応募いただいた書類及び写真等は返却いたしませんので、ご了承下さい。
- ・提出いただいた写真等は、市の景観まちづくりの普及啓発に活用させていただくことがありますので、あらかじめご了承下さい。
- ・推薦者の個人情報は一関市景観まちづくり表彰の目的にのみ利用いたします。

11 受付窓口（問い合わせ先）

〒021-8501 一関市竹山町7番2号

一関市 建設部 都市整備課 景観まちづくり表彰担当

TEL：0191-21-8543

FAX：0191-21-8800

E-mail:toshiseibi@city.ichinoseki.iwate.jp